

重要事項説明書

わかば保育園

わかば保育園 重要事項説明書

施設の運営主体保育・施設の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1、 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 わかば育成会
事業者の所在地	福岡県田川郡川崎町大字田原 571-7 番地
事業者の電話番号-F A X	0947-72-4523 0947-72-4573
代表者氏名	理事長 串尾 比朗実
定款の目的に定めた事業	保育園の経営

2、 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	わかば保育園					
所 在 地	福岡県田川郡川崎町大字田原 571-7					
電 話 番 号 ・ F A X	0947-72-4523		0947-72-4573			
施 設 長 氏 名	串尾 昌孝					
開 設 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日					
利用定員（年齢別）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人

取り扱う保育事業	一時保育、延長保育
事業所番号	4009-003013-4

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積		1, 148, 11 m ²	
園舎	構造	木造 平屋建て 延床面積 624 m ²	
	延床面積	624 m ²	
施設設備の数 と面積	乳児室	1 室	122 m ²
	ほふく室	室	m ²
	保育室	5 室	193 m ²
	沐浴室	1 室	5 m ²
	調理室	1 室	31 m ²
	調乳室	1 室	5 m ²
	幼児用トイレ	1 室	27 m ²
	テラス	1 室	19 m ²
	事務室 医務室	1 室	26 m ²
	その他	室	175 m ²
	車庫	室	20 m ²
設備の種類	保育園		

屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場	292	m ² （代替場所	公園）
-----------	-------	-----	----------------------	-----

4 施設の目的、運営方針

目 的	・乳児保育、就学前までの学習面での保育、運動、遊び、思いやり、自立協調性を養い、豊かな心を育てる保育を心がけ、地域のふれ合い交流などさまざまな経験をしながら、満足感を成長につなげて保護者が安心して預けられる保育園を目指しています。
運 営 方 針	別紙にて

5 職員体制

施 設 長	1人（資格： ）
主 任 保 育 士	1人（常勤： 1人 非常勤： 0人）
保 育 士	12人（常勤： 9人 非常勤： 3人）
看 護 師	1人（常勤： 1人 非常勤： 0人）
栄 養 士	1人（常勤： 1人 非常勤： 0人）
調 理 員	人（常勤： 2人 非常勤： 2人）

6 保育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日

7 保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時から午後 19 時まで
土曜日	午前 7 時から午後 19 時まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間(11 時間)	午前 7 時から午後 19 時まで
土曜日の保育時間(11 時間)	午前 7 時から午後 19 時まで
延長保育時間	午後 18 時から午後 19 時まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

月曜日から金曜日の保育時間(8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 16 時 30 分まで
土曜日の保育時間(8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 16 時 30 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 16 時 30 分から午後 17 時 30 分まで
※延長保育を利用される場合は、延長保育利用登録届を提出してください。	

8 利用料金

利用料 (利用者負担)	支給認定を受けた保護者が居住する市町村が認める利用料
延長保育料	200 円～500 円
主食提供	0 歳児～2 歳児(たんぽぽ)

《毎日の保育の流れ》

時 間	乳 児	幼 児
7:00 7:00	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次当園 自由遊び	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次当園 自由遊び
8:30 9:30	保育短時間(8時間)開始 順次登園 ラジオ体操・リラクレーション体操 おやつ・排泄	保育短時間(8時間)開始 順次登園 ラジオ体操・リラクレーション体操 (未満児：朝のおやつ) 排泄・遊び
10:00	朝のお始まり 離乳食	朝のお始まり・保育活動
11:20	食事	食事
12:00	お昼寝(年齢によって前後します。)	お昼寝(年少)
12:30 14:30 14:45	目覚め・排泄 おやつ	午後の活動 4.5歳児7月、8月午睡 目覚め(年少)・排泄 おやつ
15:15	随時降園	随時降園
16:30 18:00 19:00	保育短時間終了 保育標準時間終了 延長保育 閉園	保育短時間終了 保育標準時間終了 延長保育 閉園

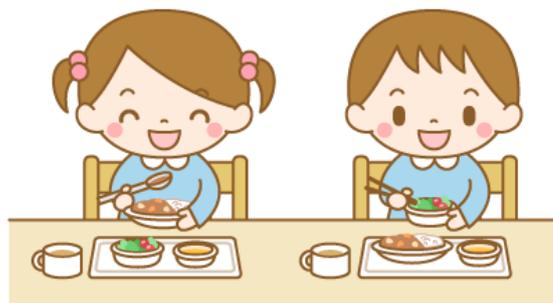
<保育計画(年間)>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムを重視して生理的欲求を満たし、発達に応じた適切な援助により離乳、運動機能の発達、発語の意欲を育む。 ・安全な環境を作り、疾患や体の異常の発見に努め、快適な生活ができるようにする。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者に親しみを持って生活し、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを持つ。 ・自我の芽生えを受け止めてもらい、保育者や友だちとの関わりを持ち人間関係の基礎をつくる。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・保健的で安心できる環境の下に、一人ひとりの子どもの生活リズムを重視し生理的な欲求を満たし、生命の維持と情緒の安定を図る。 ・身の回りのことを自分でやろうとする気持ちを高める。 ・保育者に支えられながら、いろいろな経験を通して自分の考えや要求を表そうとする。
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣が身に付き、身の回りの事が自分でできるようになる。 ・友達と一緒に同じ遊びをする楽しさを味わう。 ・友達と楽しく生活する中で、きまりの大切さに気付き、守ろうとする。
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で出来ることを喜びながら、生活に必要な基本的習慣を身につける。 ・自分の思いを言葉で伝え、相手の気持ちに気付き、友だちとのかかわりを深める。 ・四季や身近な自然事象に興味、関心をもつ。 ・いろいろな遊びに興味や関心をもち自分なりの目的をもって友だちと一緒にやる楽しさを味わう。
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・人と関わることの楽しさや友だちのよさに気付きお互い存在を認め合う。 ・生活の中で習得した言葉を活用して、自分の気持ちを表現し伝わる喜びや伝え合う心地良さを味わう。 ・園生活を十分に楽しみ、意欲的、主体的に活動し充実感を味わう。 ・生活や遊びを通して、自分で出来ることを増やし、就学に向けて、基本的な生活習慣を身につける。

<p>そ の 他 (年間行事など)</p>	<p>4月：入園、進級式・内科検診・歯科検診・避難訓練・誕生会・尿検査 身体測定・造形教室・英会話</p> <p>5月：身体測定・誕生会・避難訓練・親子バス遠足・交通安全教室・造形 教室・川特交流運動会・英会話</p> <p>6月：造形教室・身体測定・避難訓練・保育参観(4.5歳児)誕生会・英会話</p> <p>7月：七夕飾り・保育参観(5歳児)・プール開き・誕生会・身体測定・避 難訓練・造形教室・英会話・人形劇観劇・お泊り保育</p> <p>8月：造形教室・身体測定・避難訓練・プール終了・夕涼み会・保育参観 (4歳児)誕生会・英会話</p> <p>9月：造形教室・身体測定・避難訓練・誕生会・英会話・保育参観(3歳児) おじいちゃん、おばあちゃん、ふれあい交流会</p> <p>10月：運動会・徒歩遠足・内科検診・歯科検診・尿検査・身体測定・避難 訓練・誕生会・英会話・造形教室・ハロウイン・いもほり</p> <p>11月：川崎町文化祭・コールマイン出展・誕生会・英会話・身体測定・避 難訓練・造形教室・人形劇</p> <p>12月：生活発表会・老人施設訪問・誕生会・英会話・身体測定・避難訓 練・造形教室・クリスマス会</p> <p>1月：保育参観(3,4,5歳児)・誕生会・英会話・身体測定・避難訓練・造形 教室・保育参観(卒園制作・陶芸)</p> <p>2月：豆まき・誕生会・英会話・身体測定・避難訓練・造形教室・防火訓 練・保育参観(5歳児クッキング)</p> <p>3月：ひな祭り・誕生会・英会話・身体測定・避難訓練・造形教室・お別 れ会・お別れ遠足・卒園式</p>
---------------------------	--

<クラス編成>

年	歳	年齢	ク ラ ス 名
0	歳	児	たんぽぽ
1	歳	児	たんぽぽ
2	歳	児	たんぽぽ
3	歳	児	れんげ
4	歳	児	すずらん
5	歳	児	すみれ



11.給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	朝のおやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	357 Kcal
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児			○	○	465 Kcal
4歳児			○	○	
5歳児			○	○	

※副食費 市町村等の補助により徴収しない場合があります。

<給食の提供にあたって>

- ・栄養士または、調理員が自園調理いたします。
- ・季節の感じられる献立を毎月提供致しまして、年齢に合わせて食育活動も取り入れております。(野菜の皮むき、芋ほり、野菜の栽培、クッキング活動)

<アレルギー対応について>

当園は、厚生労働省が作成する「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」(に則り、わかば保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに)に基づき、適切な対応に努めています。

- ・生活管理指導書の提出、除去食の提供(アレルギー対応)を行っています。
- ・アレルギー献立表
- ・アレルギーに関する研修の参加
- ・アレルギーマニュアルの策定
- ・アレルギーが解除されればアレルギー解除届を提出していただいています。

12. 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

〔各種書類〕

- ・書類一式(児童表・「園のしおり」の内容の承諾・事故処理要綱の承諾・個人情報の使用に係る承諾についての、承諾書 重要事項説明に対する同意書の提出をお願いします。
- ・各種保険証のコピー(健康保険証「資格確認書」・健康乳児医療証)
- ・箱ティッシュ5箱・雑巾2枚 (4月、10月)

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園バック（ファスナーがあるリュックが望ましい）
- ・連絡帳
- ・水筒(コップ付きの水筒・お茶) 満1歳～
- ・口拭きタオル：3枚（午前・午後のおやつ・昼食）
- ・ループ付きタオル（れんげ、すずらん、すみれ）
- ・ビニール袋：1～2枚
- ・歯ブラシ：5歳児(コップ；4歳児)
- ・れんげ・すずらん・すみれ組は毎日ご飯を持参(白ご飯のみ、ふりかけ禁止)
(月1回愛情弁当の日) (夏時期除く)
- ・お箸・フォーク・スプーンセットを持参してください。(れんげ、すずらん、すみれ)
- ・着替え(肌着・下着「パンツ」・上下の着替え)
- ・その他必要な物がありましたら、連絡いたします。

(3) 服装について

- ・動きやすく、着脱しやすい服装が基本です。
 - ・未満児(1歳児～2歳児)は園のスモックです、生活の中で着脱が一人で出来ることを目標にしていけますので、上下つながっている服、ボタン等は避けるようお願いいたします。また、ひもやフードなどの引っかかりやすい服は避けて下さい。その都度(気候)にあわせて保育士が服の調整を行いますので、着替えは必ず入れておいてください。
 - ・以上児(3歳児～5歳児)は制服で登園してスモックに着替えます。
- 夏(6月～9月)体操服上下
- ・履物は、足に合ったシューズで(靴)、クロックスサンダル、ブーツは禁止です。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・全クラス、お昼寝用タオルケット（冬場、ブランケット）2枚
- ・その都度連絡します。
- ・0歳児～お布団セットを持参してください。



13、登園・降園について

(1)登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・朝は9時30分までに登園してください。
- ・遅れる場合(遅刻)欠席する場合には、9時30分まで電話連絡をおねがいします。
- ・朝の受け入れの際、ルクミーの連絡帳を提出すると共に、お子様の健康状態をお知らせください。

感染症対策として、部屋で検温しています。37.5分以上あるときは、登園を控えていただきます。

- ・原則、私物(おもちゃ・お菓子など)の持ち込みは禁止しております。慣らし保育中については、お子さまにとって心のよりどころとなる場合もありますので、その際には職員までご相談ください。
- ・送迎の際には保護者が責任をもって連れてきてください。

(2)降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・お迎えの時間が予定より遅れる場合は、早めに園へ電話連絡をお願いします。基本的には契約時間内でのお迎えをお願いします。保護者のお迎えが来られなくて、他の方にお迎えをお願いした時には、事前に保護者から園に連絡をお願い致します。連絡がない場合にはお子さまのお引き渡しが出来ません。
- ・送迎の際には保護者が責任をもって行ってください。小学生、中学生の兄弟姉妹にはお渡しできません。



14、保育園と保護者との連携について

- ・ご家庭との密接な連絡を保ち、お子さまを健やかに育てていきたいと考えております。保護者の皆様のご協力をお願いいたします。
- ・入園後1週間程度は、慣らし保育の実施をおねがいしております。(個々に応じて期間が延びる場合があります。)
- ・保護者の連絡先・電話番号・家族構成など、届け出内容に変更があった際には、速やかにお知らせください。
- ・連絡帳・園からのお知らせには必ず目を通して、連絡帳には前日の降園後から翌日までのご家庭での様子をご記入ください。
- ・集団生活のため、お友達とのかかわりの中で、成長の過程のひとつとして嘔みつきやひっかきのトラブルがありますのでご理解ください。
- ・保護者のどちらかがお休みの場合は、お子さまと一緒に過ごすように心掛けてください。
- ・ICT導入の為、ルクミーの使用をお願いします。ルクミーでは日々の連絡帳や出欠連絡おたより、写真販売など園・保護者間の連絡が共有できるスマホアプリです。必ず毎日、出欠の提出をお願いします。

15、健康診断、健康管理について

(1)健康診断

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月12日福岡県条例第56号)に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定する健康診断に準じて実施しています。

【園児健康診断】	全園児	年2回(春・秋)
【身体測定】	全園児	毎月1回
【歯科検診】	全園児	年2回(春・秋)
【尿検査】	全園児	年2回(春・秋)



(2) 健康管理、病気の時の対応

- ・園では、朝受け入れ時の健康確認及び体温測定(朝・他必要に応じて)の他に、体に触れて睡眠時のチェックを行い、乳児突然死症候群(SIDS)防止に努めています。

【感染症及び発熱時の対応】

- ・37, 5度以上お熱がある場合一度保護者の方に連絡を入れます。
- ・37.8度以上お熱がある場合や、園で2回以上下痢・嘔吐等、脱水の心配がある場合は、熱がなくてもお迎えの連絡をいれます。流行時期や下痢や嘔吐の状態により1回でもお迎えのお願いをする場合があります。
- ・朝からお熱が高めの場合には熱が上がる可能性がありますので、お仕事の段取りをつけておいてください。熱が高い場合は、園で十分に水分をとり、首や脇等の部分を冷やし、安静な体勢でお迎えを待つよう、対応しております。30分以内のお迎えをお願いします。
- ・発熱していない場合でも、全身状態が悪く、保育に無理があるとした場合は、電話連絡いたしますのでご了承ください。

【新型コロナウイルス対応について】

- ・発熱などにより体調に異常があるときは保育所等の利用はできません。
- ・保育時間中発熱(38.0以上)した場合は解熱後24時間経過し呼吸器症状が改善傾向でなければ登園できません。
- ・咳、鼻水等の症状が4日以上続く時は一度病院受診し、登園に問題がないことを確認されないと、お子さまをお預かりできません。早めの受診をお願いします。
- ・ご家族の方がコロナ陽性になった場合、保育園にお知らせください。

【予防接種について】

- ・予防接種を計画的に行いましょう。
予防接種は、保護者が安心して働き続けられるために、また子どもの育ちを守るために必要です。日頃から、子どもの体調をよく知っている小児科医と相談しながら、計画的に行ってください。ワクチン接種当日は、ご自宅でお子さまを観察するため、お休みしていただいております。

【歯科受診後の登園について】

- ・虫歯治療のため、麻酔を打っての治療後の登園は、安全を考慮して自宅でお子様を観察してください。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、またはまん延しないように、国の(保育所における感染症対策ガイドライン)に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

【感染症対策】

- ・ 24 時間以内に 38 度以上の発熱や、24 時間以内に解熱剤を使用していた場合登園できません。
- ・ 24 時間以内に水様便が 2 回以上（流行時は 1 回）あり、朝排尿がなく、機嫌が悪く元気がない時は登園できません。
- ・ 24 時間以内に 2 回以上（流行時は 1 回）の嘔吐があり、食欲もなく水分を欲しがらず、機嫌が悪く元気がない時は、登園できません。

いずれも、病院受診し、医師に診断してもらってください。

- ・ 職員の(乳幼児・給食担当職員)の毎月 1 回の検便実施、その他職員は全員年 1 回検便実施
- ・ 大人及び子どもの手洗い・うがいの励行、消毒
- ・ 全園児、体温測定(登園時)、室内換気
- ・ オゾン、次亜塩素酸で消毒、玩具殺菌乾燥保管庫で除菌
- ・ 空調設備での温度調節、換気、排便排尿介助後の手洗い、消毒、使い捨て手袋の使用等で保育者からの媒介も防ぐようにする。
- ・ 吐物の処理に関しても、子どもの接触がないように適切に処理し、嘔吐物処理セットは、常備しておく。
- ・ 玩具消毒の徹底、食器の消毒(熱風消毒、感染症が流行っている時期は次亜塩素酸・除菌水 EVARY 使用する)

【食中毒予防対策】

- ・ 調理や配膳方法で、調理場の環境(調理しやすい場であること)、衛生面(食器やテーブルの消毒など)食品の取扱(食品の産地や添加物等)には気を付け調理を行う。
- ・ 調理員並びに保育者全員の毎月 1 回の検便実施。
- ・ 夏場など食中毒が特に流行る時期は、メニューや食品の取り扱いにも十分配慮する。
- ・ 市町村の衛生管理者とも密に連携をとり、「その指示にも従い食中毒を発生させないよう、事前に対策」をとっていく。

【発生した場合の連絡】

- ・ 玄関掲示、口頭、ルクミーのおたよりでお知らせ致します。

17. 嘱託医

以下の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	荒木小児科医院
医院長名	荒木 潤一郎
所在地	福岡県田川郡川崎町
電話番号	0947-73-2131



18. 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	井手口歯科医院
医院長名	井手口 功
所在地	福岡県田川郡川崎町 765
電話番号	0947-73-2585



19. 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所はつぎのとおりです。

地域防災拠点	川崎町コミュニティセンター
広域避難場所	川崎町コミュニティセンター
その他	川崎町町民会館

20. 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者との連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任をもって、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	田川警察川崎交番(0947-73-2600)
消防署	田川地区川崎分署(0947-72-3007)
	川崎町役場(0947-72-3000)

21.非常災害時の対策

保育園では、災害時における対応として、子どもたちの安全を最優先に考えて判断いたします。これからも、大雨・台風・大雪等の災害が発生する恐れがあります。その時には園児の安全確保のために、保護者様への連絡など素早く適切な対応ができるように努力します。

※注意報・警報発令時の保育園の対応について

情報	保 育	登園前の発令	登園後の発令
注 意 報	強 風 大 雨 大 雪 洪 水 平常保育	○気象情報や地域の実状に応じ登園させる。 ○登園に関しては、安全面を考慮し家庭等の判断にまかせる。	○気象情報や地域の実状に応じ、降園させることもある。 ○保護者とお迎えの連絡がとれるまで保育園で待機させる。
警 報	暴 風 大 雪 大 雨 洪 水 平常保育 <u>天候状況で判断</u> します。 保育園は開園しています。	○前日に時点で登園時に台風の上陸・接近が予測される場合は、自宅での待機等のお願いの連絡をルクミーのおたよりでする。 ○午前 6 時の時点で発令されている場合は、今後の気象情報、地域の実状等を踏まえて検討し、自宅での待機をルクミーのおたよりで連絡する。	○安全を確認した後、降園させる。 【確認事項】 ・交通、道路情報の確認 ・保護者引き取りの有無 ※速やかに園児のお迎えに来るようお願いします。

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防災管理者	串尾 比朗実
消防計画届出年月日	田川地区 消防署 令和6年10月8日 令和7年2月7日
避難訓練	毎月1回実施(火災避難訓練・地震避難訓練・不審者訓練) 風水害訓練
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器・非常警報装置(110通報装置・119通報装置)・懐中電灯・防災頭巾・防災靴 備蓄品「水、乾パン」など

22.賠償責任保険に加入状況。

以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上火災保険株式会社
保険の内容	損害保険
保険金額	119,763円

23.業務の質の評価について

保育所の自己評価	保育園自己点検・自己評価表を年度末に実施しています。
外部評価	

24. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 (主任)荒川 幸子 電話番号 0947-72-4523	
相談・苦情解決責任者	氏名 (園長)串尾 昌孝 電話番号 0947-72-4523	
第三者委員	山本 エニオ龍	電話番号 (0947-44-5007)
		西楽寺住職
	藤川 茂巳	電話番号 (0947-73-3022)
		会社員

受付方法：例) 面接、電話、文書、などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

25. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校に就学した時
- ② 園児の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- ③ 保護者から利用の終了の申し出があった時
- ④ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じた時、あるいは本規定を承諾した後、これに違反し、是正しないとき